

平成 22 年 7 月 9 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 43 号

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」 及び

企業会計基準適用指針公開草案第 38 号

「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適 用指針(案)」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会は、公正価値測定に関する国際的な会計基準の取扱い及びその動向を踏まえつつ、公正価値測定の考え方及びその開示について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 22 年 7 月 6 日の第 205 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準の公開草案(以下「本会計基準案」という。)及びその適用指針の公開草案(以下「本適用指針案」という。また本会計基準案と本適用指針案を合わせて、以下「本公開草案」という。)の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 22 年 9 月 10 日(金)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：kouseikachi_2010_asbjed@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

目 的（本会計基準案第 1 項）

公正価値の考え方及び財務諸表の注記事項としての公正価値に関する開示について、その内容を定めることを目的とする。

範 囲（本会計基準案第 3 項）

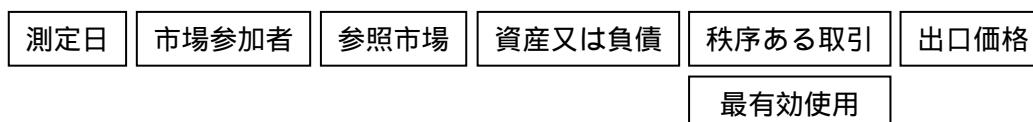
公正価値に関する会計処理及び開示について適用する。この際、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。

なお、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」に関連する会計基準等については適用しない。

公正価値の定義

「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう（本会計基準案第 4 項）。

< 公正価値の定義を構成する特徴 >



(1) 市場参加者の観点

- 公正価値は、市場における価値であり、企業にとっての固有の価値ではないため、公正価値を算定するにあたっては、市場参加者（本会計基準案第 5 項）が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を用いる（本会計基準案第 6 項）。
- 市場参加者が資産又は負債に固有の要素を考慮する場合は、公正価値を算定するにあたって、当該要素を考慮する（本会計基準案第 8 項）。
例えば、市場参加者が考慮するであろう資産の売却に関する制限などは考慮するが、取引費用や大量保有要因による流動性コストの調整¹は、企業に固有のものであると考えられるため、そのような調整を禁止している（本適用指針案第 5 項から第 7 項及び第 41 項から第 44 項）。

¹ 大量保有要因による流動性コストの調整は明示的には禁止されていないため、実務において、流動性コストの調整を行っているケースがある（本適用指針案第 44 項）。

(2) 参照市場

- 資産を売却する又は負債を移転する取引は、企業が利用できる主要な市場で行われると仮定する。ただし、主要な市場が存在しない場合には、企業が利用できる最も有利な市場で行われると仮定する（本会計基準案第9項）。

公正価値の算定方法

(1) レベル別の分類

- 公正価値を算定するにあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用いる。この際、評価技法に用いられる入力数値は、観察可能な入力数値を最大限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならない（本会計基準案第14項）。また、次の表のとおり3つのレベルに分類の上、レベル1からレベル3の順に優先順位付けを行う（本会計基準案第15項）。

< 入力数値のレベル別の分類 >

分類	観察可能性	具体的な入力数値	
レベル1	観察可能	活発な市場	・ 同一の資産又は負債の公表価格 ・ 類似の資産又は負債の公表価格
レベル2		活発でない市場	・ 同一の又は類似の資産又は負債の公表価格
			・ 公表価格以外の観察可能な入力数値 ・ 相関関係等に基づく方法を用いて、観察可能な市場データから得られた又は裏付けられた入力数値
レベル3	観察不能	・ 観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値（企業の自己のデータを含む）	

- 入力数値を用いて算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、次の表のとおり3つのレベルに分類する。なお、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類する（本会計基準案第16項）。

< 公正価値のレベル別の分類 >

レベル1	その算定においてレベル1の入力数値をそのまま用いた公正価値
レベル2	その算定においてレベル2の入力数値が重要となる公正価値
レベル3	その算定においてレベル3の入力数値が重要となる公正価値

- (2) 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合における公正価値の算定
- 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断された場合の取引価格は、そのまま公正価値として用いることができない場合があり、さらなる分析の上、重要な調整が必要となることがある（本適用指針案第 24 項）。
 - 取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、公正価値やリスクプレミアムの見積りに際して、当該取引価格を通常考慮してはならない（本適用指針案第 28 項）。
- (3) ブローカー等の価格の利用
- ブローカーや情報ベンダーなどから提供された価格を用いることができるが、この際、それがどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する必要がある²（本適用指針案第 30 項）。

公正価値に関する注記事項

公正価値に関して次の事項を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない（本会計基準案第 17 項）。

なお、公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債は、金融商品の一部及びトレーディング目的で保有する棚卸資産が該当し、公正価値を每期継続して注記している資産及び負債は、金融商品（每期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産が該当する（本会計基準案第 46 項）。

- (1) 公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債

次の事項を注記する（本会計基準案第 17 項(1)及び本適用指針案第 36 項から第 38 項）。

< 公正価値の算定方法等に係る事項 >
公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報
評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額
< 公正価値のレベル別の内訳 >
レベル別の公正価値の測定額
各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針
各レベル間の重要な振替額及びその理由

² ブローカー等から入手した価格について、これまでも自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされており、本公開草案によりその考え方が変わるものではない。しかし、実務においては、価格そのものの妥当性よりは、価格を算定したブローカーの信頼性や客観性を重視する傾向があるとの指摘があるため、実務の見直しが必要となる場合がある（本適用指針案第 54 項）。

< レベル3の公正価値に係る事項 >
レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を次の項目による変動額がわかるように記載
当期純利益に計上された金額
その他の包括利益に計上された金額
購入、売却、発行及び決済額（それぞれについて変動額を記載）
レベル3への振替額及びレベル3からの振替額
当期純利益に計上された金額（ ）について、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明
当期純利益に計上された金額（ ）のうち期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明
レベル3への振替及びレベル3からの振替（ ）の理由。また、レベル3への重要な振替がある場合、その金額及び説明
レベル3の公正価値について、仮に1つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載（入力数値の感応度分析）

(2) 公正価値を每期継続して注記している資産及び負債

上記注記項目のうち、レベル別の公正価値の測定額（ ）を注記する（本会計基準案第17項(2)）。

適用時期

平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に開始する事業年度から適用することができる（本会計基準案第19項）。

適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わない。なお、適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額については、期首の利益剰余金に加減する（本会計基準案第20項）。

(参 考)

本公開草案により影響を受ける主な会計処理等

本公開草案の対象となる主な会計処理等には次のものがある。

主な会計基準等	対象となる主な会計処理等
金融商品に関する会計基準	・金融商品に関する会計処理、開示
賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準	・賃貸等不動産の開示
棚卸資産の評価に関する会計基準	・トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価
固定資産の減損に係る会計基準	・正味売却価額(時価から処分費用見込み額を控除したもの)
企業結合に関する会計基準	・時価を基礎とした取得原価の配分
退職給付に関する会計基準	・年金資産の時価(公正な評価額)

なお、公正価値測定に関する基準を開発することに伴う、上記のような既存の会計基準等の取扱いについては、本公開草案に示した公正価値の考え方と不整合とならない限り、それらの定めを基本的に残すこととし、改訂等は必要最低限のものとする予定であります³。この点についても、コメントをお寄せ頂ければ幸いです。

IASB から公表される予定の教育ガイダンスについて

IASB では、公正価値測定に関する基準を最終基準として公表した後で、評価が困難な資産及び負債の公正価値測定に関する教育ガイダンスを開発することを決定している。この教育ガイダンスの取扱いについては、本公開草案を最終基準化するまでに当委員会において検討する予定である。なお、教育ガイダンスには、次の事項が含まれる可能性がある。

資産の最有効使用の評価

資産の売却等に関する制限を定量化する際に何を考慮するのかに関する決定

非上場株式の公正価値を測定するための方法の選択

適切な観察可能な入力数値の選択方法

観察不能な入力数値の利用について

以 上

³ 当委員会では、金融商品会計に関する現行基準の見直し作業も現在進めており、当該プロジェクトにおける既存の会計基準等の定めに対する対応によっては、既存の定めを基本的に残すとした方向性を見直す可能性がある。